今金町
文化財保存活用地域計画











令和４年７月

北海道今金町

例　言

1. 本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 に基づく、北海道今金町の文化財の保存・活用に関する総合的な法定計画である。
2. 本計画の作成期間は令和 2 年度からの 2 か年で、令和 3 年度は文化庁の補助金（文化芸術振興費補助金「地域文化財総合活用推進事業」）の補助を受けて作成作業を進めた。
3. 令和 4 年 3 月に作成した計画は、同年 4 月以降に文化庁協議を行い、申請に必要な業務を行い、同年 7 月 22 日に文化庁長官の認定を受けた。
4. 計画作成にあたり、今金町文化財保存活用地域計画策定委員会を設置し、計画案の検討を行うとともに、今金町文化財保護委員会において内容を審議し、作成した。作成過程においては、文化庁の指導・助言および北海道教育委員会の助言を受けた。
5. 本計画の編集は、今金町教育委員会事務局社会教育グループが行った。
6. 本書の年代表記は、元号の表記を原則とし、必要に応じて西暦を併記することとする。
7. 本書で用いる時代区分・呼称は次の通りとする。



更新履歴

・令和 4 年 9 月 30 日　字句の訂正

目 次

序章 ・・・・・・・・・ 1

第 1 節　作成の背景と目的 ・・・・・・・・・ 1

第 2 節　地域計画の位置付け ・・・・・・・・・ 1

第 3 節　計画期間 ・・・・・・・・・ 2

第 4 節　計画の目標 ・・・・・・・・・ 2

第 5 節　用語の定義 ・・・・・・・・・ 3

第 6 節　上位計画・関連計画等の概要 ・・・・・・・・・ 5

第 7 節　計画作成の体制と経過 ・・・・・・・・・ 7

第 1 章 今金町の概要 ・・・・・・・・・ 10

第 1 節　自然的・地理的環境 ・・・・・・・・・ 10

第 2 節　社会的状況 ・・・・・・・・・ 19

第 3 節　歴史的背景 ・・・・・・・・・ 25

第 2 章 今金町の歴史文化資源の概要と特徴 ・・・・・・・・・ 37

第 1 節　既存の把握調査の概要 ・・・・・・・・・ 37

第 2 節　指定文化財の概要 ・・・・・・・・・ 41

第 3 節　歴史文化資源の概要 ・・・・・・・・・ 45

第 4 節　今金町の歴史文化資源の特徴 ・・・・・・・・・ 46

第 3 章 今金町の歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・ 48

第 1 節　今金町の歴史文化の概要 ・・・・・・・・・ 48

第 2 節　今金町の歴史文化の特徴 ・・・・・・・・・ 49

第 4 章 歴史文化の保存・活用に関する基本理念・方針 57

第 1 節　歴史文化の保存・活用に関する現状と課題 ・・・・・・・・・ 57

第 2 節　歴史文化の保存・活用に関する基本理念 ・・・・・・・・・ 60

第 3 節　歴史文化の保存・活用に関する方針 ・・・・・・・・・ 60

第 4 節　関連文化財群に関する事項 ・・・・・・・・・ 62

第 5 章　歴史文化の保存・活用に関する措置　・・・・・・・・・　74
第 1 節　歴史文化の保存・活用に関する措置の概要　・・・・・・・・・　74
第 2 節　歴史文化の保存・活用に関する措置　・・・・・・・・・　75
第 3 節　関連文化財群の保存・活用に関する措置　・・・・・・・・・　79

第 6 章　歴史文化の保存・活用の推進体制　・・・・・・・・・　80
第 1 節　町の推進体制　・・・・・・・・・　80
第 2 節　町民・住民団体との連携体制　・・・・・・・・・　82
第 3 節　文化財の防災・防犯体制　・・・・・・・・・　83
第 4 節　計画の進行管理　・・・・・・・・・　85

資料編　・・・・・・・・・　86
資料 1　令和 3 年度把握調査の内容一覧　・・・・・・・・・　86
資料 2　今金町の歴史文化資源一覧　・・・・・・・・・　87
資料 3　今金町文化財保存活用地域計画策定委員会設置要綱　・・・・・・・・・　98
資料 4　「課題－方針－措置」対照表　・・・・・・・・・　99

表紙写真



序 章

第１節　作成の背景と目的

今金町（いまかねちょう）には国指定史跡ピリカ遺跡をはじめ、ピリカカイギュウ化石等の文化財が知られていますが、指定文化財は計９件と多くはありません。

これは決して文化財が少ない地域ということではなく、本来あるはずの文化財をきちんと把握し、それらを専門的な観点から評価、価値付けするという取組が低調であったことの裏返しととらえています。

近年、日本の社会は少子高齢化に加えて人口減少が益々進行し、大切な文化財を未来に引き継ぐことに大きな課題があると指摘されています。この傾向は今金町においても顕著で、今のうちに調査・把握をしておかなければ、貴重な文化財を失ってしまう恐れがあります。

この観点に立ち、未指定の文化財も含め、有形・無形の文化財の把握調査を早めに進め、適切な保存管理体制を検討・構築し、今後の今金町のまちづくりに文化財を活用していく取組を町民とともに展開していくために、地域計画を作成するものです。

第２節　地域計画の位置づけ

今金町では令和２年度（2020）に新しい総合計画が策定され、令和３年度（2021）から12年度（2030）までの10年間の町政の基本構想が示されました。この中には、図0-1のように今回作成する本地域計画がその下位計画として位置付けられ、町が策定する他の関連計画等と連携をとりながら本地域計画を推進することが明記されています。また、北海道文化財保存活用大綱を勘案し、整合性を図ることとしています。

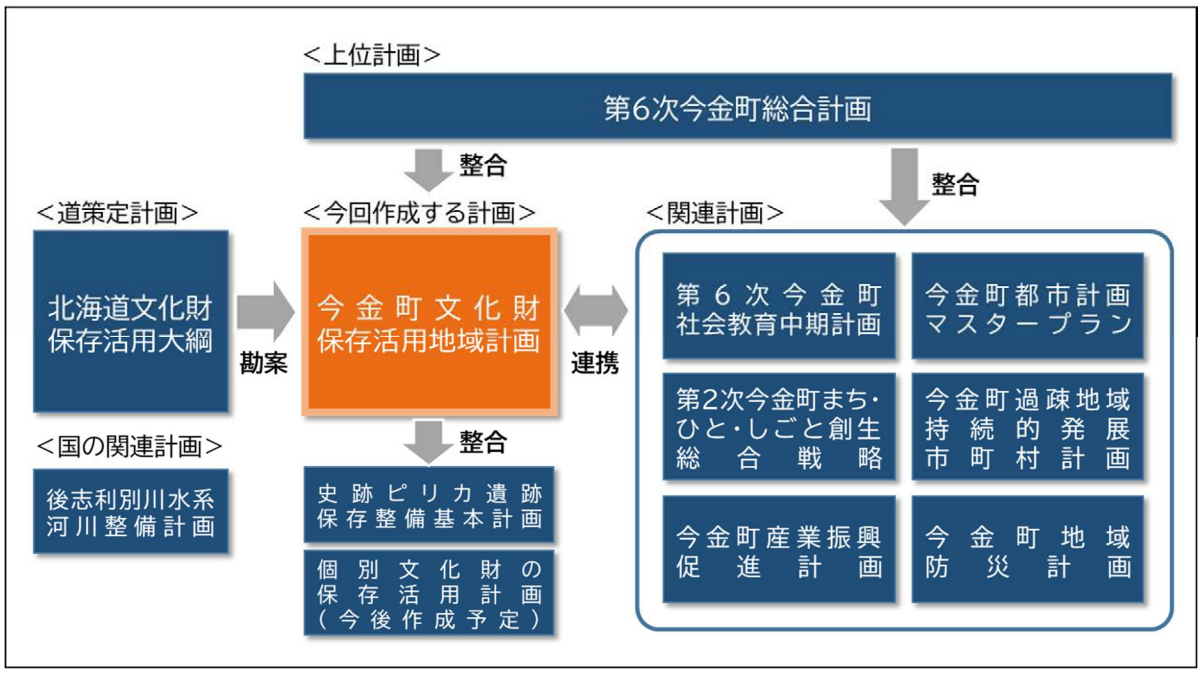


図 0-1 今金町文化財保存活用地域計画の位置付け

第３節　計画期間

本地域計画の計画期間は、上位計画に当たる今金町総合計画の計画期間と歩調を合わせることとし、令和４年度（2022）から 12 年度（2030）までの９年間とします（図 0-2）。

なお、総合計画の前期基本計画最終年度となる令和７年度（2025）に本地域計画の中間評価、後期基本計画最終年度となる令和 12 年度（2030）に総合評価を行い、それぞれ必要な見直し・修正を加えるものとします。見直し・修正に伴う軽微な変更については、北海道を通じて文化庁に連絡し、大きな変更（計画期間の変更、町内に存する文化財の保存に影響を与える恐れのある変更、本地域計画の実施に支障が生じる恐れのある変更）の場合は、文化庁長官による変更の認定を受けることとします（第６章第４節「計画の進行管理」参照）。



図 0-2 今金町文化財保存活用地域計画の計画期間

第４節　計画の目標

本地域計画の目的達成のため設定する目標は、町の総合計画の掲げる将来像や目指す姿と整合性をもつこととします。第６次今金町総合計画が掲げる町の将来像は、次の通り記載されています。

今金町の将来像

みんなで創る 未来を拓く物語

～ 人と人の想いで紡ぐ、やさしさあふれる町 ～

本町は、日本を代表する清流である後志利別川（しりべしとしべつがわ）と緑豊かな平野と丘陵が広がり、豊かな自然環境とともに先史時代の遺跡をはじめとして先祖から受け継がれてきた歴史や文化があります。

これらの自然や歴史を守り、資源を未来に引き継いで行くためには、自分たちの力で自らのまちをつくるという自立意識と、常に町民と行政が共有し、広い視野でまちづくりを進める必要があります。（以下省略）

「第６次今金町総合計画［基本構想］」23 頁

また、総合計画の基本目標 1 の「文化振興」の分野で、その目指す姿が次の通り示されています。

> **文化振興**
>
> 町民が文化に親しみ文化活動に参加できる環境づくりや文化・芸術の担い手を育成するとともに、本町や我が国にとってかけがえのない文化財を保護し、基礎的な調査・研究に取り組み、身近にある文化財の価値を磨き上げ、その価値を学ぶ機会を設けることにより、郷土に誇りを持てる人材を育成するまちづくりを目指します。
>
> 「第 6 次今金町総合計画［前期基本計画］」20 頁

上記のように、総合計画が示す目指す姿は、調査・研究や学習機会の設定といった手法を通して文化財の理解者を増やすことから着手し、そして郷土に誇りを持てる人材育成を目指すことを掲げています。

以上のことをふまえ、本地域計画の目的達成のために設定する目標を「文化財を守り、調べ、磨き上げ、郷土に誇りを持てる人を育てる」ことと定めます。そして、その基本理念と方針、具体的なアクションプランを示す役割を本地域計画が担います。

《計画の目標》
文化財を守り、調べ、磨き上げ、郷土に誇りを持てる人を育てる

第 5 節　用語の定義

「文化財」とは、文化財保護法第 2 条の定義に基づき、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の 6 類型を指しています。それらのうち、一定の基準を満たしたものが、所定の手続きを経て指定・登録文化財となり、これらを「指定等文化財」と呼びます。指定には国、北海道、町によるものがあり、それぞれ文化財保護法、北海道文化財保護条例、今金町文化財保護条例の規定によって行なわれます。また、文化財保護法では上記の 6 類型に加え、埋蔵文化財および文化財の保存技術についても保護の対象としています。

本地域計画では、法律や条例等で規定されない未指定文化財のほか、今金町の歴史や文化、自然等の特徴を物語る様々な要素も対象にすることとします。それは、従来の法律の規定ではとらえきれないもので、今金町の歴史的・文化的文脈の中でとらえられるものを「歴史文化資源」と呼ぶこととします。「歴史文化資源」は、指定文化財や未指定文化財を包括し、今金町の歴史的・文化的脈絡の中でとらえられるすべてのものを対象とします（図 0-3）。

無数にある「歴史文化資源」の中でも、今金町民に大切にされている「もの」や「こと」、今金町に根差し、今金町の特徴を表すものについては「いまかね遺産」と呼ぶこととし、「いまかね遺産」の選定は、町民等からなる選定会議の審議を経て決定します（図 0-3・第 6 章第 2 節参照）。

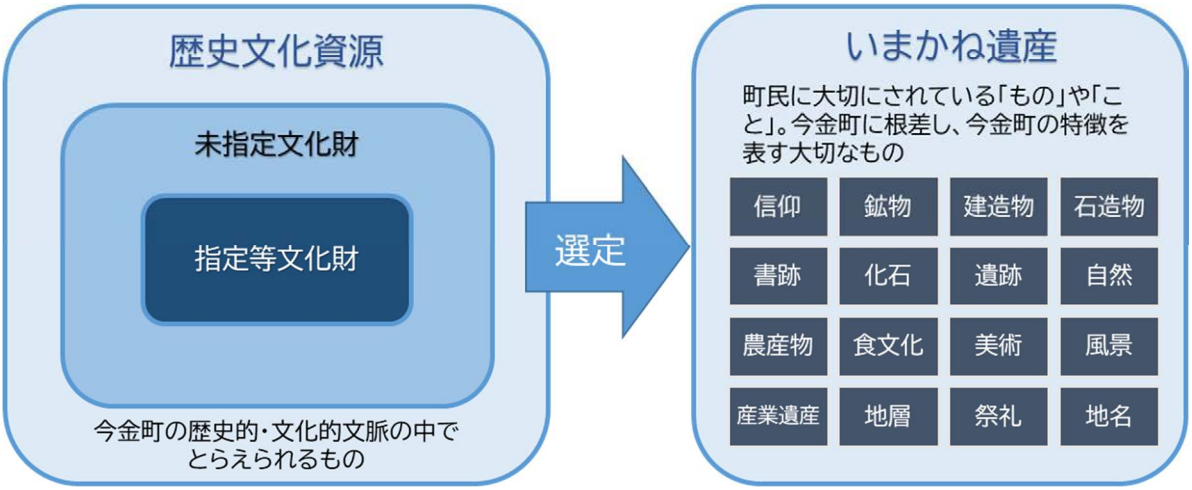


図 0-3「歴史文化資源」と「いまかね遺産」の概念図

このように多様な「歴史文化資源」を総体的に把握し、相互に結びつけて考え、また独自に価値付けすることによって、それまでは見えづらかった様々な資源や人々の活動がより身近に、かつ豊かに認識できるようになります。そして、多くの町民が自分たちの住む町の歴史や文化、自然等に愛着や誇りを持つきっかけになることを期待します。

第６節　上位計画･関連計画等の概要

○上位計画

第6次今金町総合計画	計画期間:令和３年～令和 12 年

当町の最上位計画で、すべての分野を対象とした総合的で計画的な指針です。目指す将来像とその姿を実現するための方向が示されています（図 0-4）。

本総合計画は、基本構想（10 年間）と基本計画（前期･後期の 5 年ごとに見直し）、実施計画（毎年見直し）で構成されています。

基本構想では、町の将来像として「みんなで創る　未来を拓く物語～人と人の想いで紡ぐ、やさしさあふれる町～」が掲げられ、まちづくりの基本方向として 3 項目「①まちの特性を活かした魅力あふれるまちづくり、②新しい時代の流れを取り入れたまちづくり、③町民とともに創るまちづくり」が設定されています。

本地域計画で主題となる文化財保護分野の施策については、総合計画の策定段階で本地域計画の策定を想定した現状分析と目標の審議が行われ、「基本目標 1 いきいき今金「人づくり」」－「(5) 文化振興」の中で、本書 3 頁の通り定められています。

（令和３年３月策定）

【所管:まちづくり推進課】



図 0-4　第６次今金町総合計画の政策体系図

○道策定計画

北海道文化財保存活用大綱	令和２年８月策定

文化財保護法に基づき、北海道における文化財の保存・活用に関する総合的な施策の方針を定めたもので、基本理念として「文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産　～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～」が掲げられています。また、その実現に向けての基本方針として、6 本柱「①維持・管理体制の整備　②後継者・指導者の育成　③地域資源としての活用　④道民の理解促進・積極的な公開　⑤民間団体等との連携　⑥文化財保護行政の推進力強化」が挙げられています。

【所管:北海道教育委員会】

○関連計画

第２次今金町まち･ひと･しごと創生総合戦略　計画期間：令和２年度～令和６年度

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、当町の人口減少対策と地方創生に特化した目標や施策の基本方向をまとめたものです。

文化財保護分野に関しては、「基本目標 2 今金町へ新しい人の流れをつくる」の具体的施策として「観光資源の発掘と地域特産品の活性化」や「地域の再生を加速化させる」の取組が、また「基本目標 4 地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する」の具体的施策として「独自の自然・歴史資源の発信による地域の魅力向上」の取組が掲げられています。（令和元年 12 月策定）

【所管：まちづくり推進課】

第６次今金町社会教育中期計画　計画期間：令和３年度～令和７年度

第 6 次今金町総合計画の社会教育分野の 5 項目（「人の育成」・「社会教育」・「スポーツ振興」・「文化振興」）を抽出・集約し、各細別項目についての具体的な取組内容を記したものです。

文化財保護の分野に関しては、本地域計画の作成によってより具体的・計画的に取組を進めることとしています。（令和 3 年 2 月策定）

【所管：教育委員会事務局】

今金町都市計画マスタープラン　計画期間：平成 27 年～令和４年度

都市計画法に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針で、市町村が住民の意見を反映させて、都市づくりの将来ビジョンを確立し、地域別の整備課題に応じた整備方針や地域別の諸施設の計画等を総合的に定めたものです。

平成 14 年度に策定後、平成 27 年度に見直しが行われ、計画期間は令和 4 年度までです。計画対象区域は市街地一帯（約 440ha）を基本としています。将来都市像として「みんなで拓く豊かな地域資源を活かした住み良い住環境都市」が掲げられています。

文化財保護の分野については、基本目標「（１）地域資源を活かしたまちづくり」の中で、「これらの美しい自然、その自然が育んだ特産品、そしてピリカ遺跡に見られるように先達たちが築いた歴史による優れた文化財といった地域資源をより一層活かすまちづくりを町民一人ひとりが知恵をしぼりながら進めていく」ことが掲げられています。（平成 27 年 3 月策定）

【所管：公営施設課】

今金町過疎地域持続的発展市町村計画　計画期間：令和３年度～令和７年度

令和 3 年 3 月に新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことを受け、北海道過疎地域持続的発展方針を勘案し、各市町村がその持続的発展を図ることを目的に総合的かつ計画的な対策を定めたものです。

文化財保護の分野に関しては、「10 地域文化の振興等」の中で「文化財の保存と継承・活用事業」と題し、「史跡ピリカ遺跡の保存、整備活用施設を充実させ、町内の文化財の保存と継承・活用を図る」ことなどが掲げられています。（令和 3 年 9 月策定）

【所管：まちづくり推進課】

今金町地域防災計画　令和２年３月策定以降、随時更新

災害対策基本法および今金町防災会議条例に基づき、今金町の防災に関して今金町防災会議が作成する総合的な計画です。

文化財保護分野に関しては、「第 5 章第 16 節 文教対策計画」の「第 7 項 文化財保全対策」の中で、「災害が発生したときは、文化財の所有者及び管理者は、常に当該指定物件の保全保護にあたるものとする。また搬出可能な文化財については性質、保全の知識を有する搬出責任者を定め災害時にあたっての保安に努める」と定められています。

【所管：まちづくり推進課】

今金町産業振興促進計画	計画期間:令和元年度～令和 5 年度

半島振興法に基づき、基幹産業の農林業振興策や観光振興、定住促進のための支援策の充実等の事業展開に当たっての諸施策を定めたものです。

文化財保護に関連した観光振興の分野については、「観光関連施設の整備充実を図り、自然豊かな空間を最大限活用した観光レクリエーション・体験型観光の推進とともに、魅力ある特産品の提供に努め、観光イベントを推進し、広域観光ルートの整備促進を図り、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため観光産業を推進する。」と定められています。(平成 31 年 3 月策定)

【所管:まちづくり推進課】

史跡ピリカ遺跡保存整備基本計画	平成 6 年策定

平成 3 年にピリカ遺跡出土品が国の重要文化財に指定され、その後ピリカ遺跡全体の国史跡指定を目指し、また併行して進められていた「今金町博物館(仮称)および今金町ピリカ旧石器の森(仮称)基本構想」の策定を受け、ピリカ遺跡の保存整備についての具体的方針を定めたものです。

【所管:教育委員会事務局】

第 7 節 計画作成の体制と経過

今金町は、平成 30 年度(2018)の文化財保護法改正後、同年秋から文化財保存活用地域計画の作成に向けた検討を開始しました。

令和元年度(2019)12 月から翌年度の 2 か年かけて行われた第 6 次今金町総合計画策定審議の中で、当地域計画の作成を想定した検討・協議を行い、総合計画の中での本地域計画の位置付けや、地域計画の目指す目標を立てました。これと並行し、基礎的な文献調査や町内文化財の網羅的な把握調査を実施しました。

令和 3 年度(2021)4 月、「今金町文化財保存活用地域計画策定委員会」を設置し、表 0-1 に示す構成員により組織し、計画案の検討を行いました。オブザーバーとして文化庁の岡本公秀調査官、北海道文化財・博物館課の鶴田純子主査に参加いただきました。また、地方文化財保護審議会に相当する今金町文化財保護委員会(表 0-2)の定例会議で、本地域計画の内容についても議題に加え、意見交換を重ねました。

令和 3 年度の審議・作成経過は表 0-3 の通りです。

表 0-1 今金町文化財保存活用地域計画策定委員会

区 分	氏 名	所属･役職等	備考
委 員	長沼 孝	北海道埋蔵文化財センター理事長	委員長
	紀藤 典夫	北海道教育大学函館校国際地域学科教授	
	能條 歩	北海道教育大学岩見沢校教授	
	山田 大隆	北海道産業遺産学会会長	
	宮塚 義人	宮塚文化財研究所所長	
	千葉 里美	札幌国際大学観光学部教授	
	小林 孝二	NPO 法人歴史的地域資産研究機構技術専門員	
	仁木 明	今金町農業協同組合専務理事	
	多田 佳正	今金町観光協会会長	
	小田島輝志	今金町文化財保護委員会委員長 ピリカ遺跡ボランティアの会会長	副委員長
	勝山 英敏	今金町町内会自治会連合会理事	
	酒井 豊志	今金町校長会会長	
オブザーバー	岡本 公秀	文化庁地域文化創生本部文化財調査官	
	鶴田 純子	北海道教育庁文化財・博物館課主査	
事務局	住吉 淳	今金町教育委員会事務局長	
	早坂 靖	今金町教育委員会事務次長	
	宮本 雅通	今金町教育委員会事務局主幹・学芸員	
	樋口 喬士	今金町教育委員会事務局社会教育主事	
連携課	山田 薫	今金町役場まちづくり推進課長	
	寺崎 康史	今金町役場まちづくり推進課参事	
	榊原 愛歌	今金町役場まちづくり推進課地域おこし協力隊	

※役職は令和 3 年（2021）年現在

表 0-2 今金町文化財保護委員会

区 分	氏 名	所属･役職等	備考
委 員	小田島輝志	ピリカ遺跡ボランティアの会会長	委員長
	神野 正博	保安・警備会社所長	副委員長
	久保田幸子	今金町文化協会会長	
	秋山 道子	大型紙芝居じゃがいもの花代表	
	千葉 勝一	今金町歴史をたどる会会員	
	小西 義行	観光施設支配人	

※役職は令和 3 年（2021）年現在

表 0-3 審議･作成経過

年 月 日		内 容
令和 3 年度	4 月 22 日	第 1 回今金町文化財保護委員会の開催
	5 月 13 日	第 1 回今金町文化財保存活用地域計画策定委員会の開催、策定委員会へ諮問
	9 月 6 日	第 2 回今金町文化財保護委員会の開催
	10 月 19 日	今金町文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	10 月 22 日	第 2 回今金町文化財保存活用地域計画策定委員会の開催
	12 月 10 日	今金町文化財保存活用地域計画に関する文化庁派遣アドバイザー指導
	12 月 11 日	今金町文化財保存活用地域計画推進フォーラムの開催
	1 月 14 日	第 3 回今金町文化財保存活用地域計画策定委員会の開催

	1 月 18 日	今金町文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	3 月 1 日	第 3 回今金町文化財保護委員会の開催
	3 月 7 日	今金町文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	3 月 15 日	第 4 回今金町文化財保存活用地域計画策定委員会の開催
	3 月 18～28 日	今金町文化財保存活用地域計画（案）パブリックコメントの実施
	3 月 31 日	策定委員会から町長へ計画案の答申